

ボリビアにおける農地改革

——その盛衰と政治的対抗関係(上)

福田大治

- 一、序にかえて
- 二、農地改革の諸類型
- 三、民族民主革命以前の農業構造
- 四、農地改革——法案・イデオロギーの形成過程
- 五、改革の結果
- 六、結語

一、序にかえて

ラテンアメリカの農業構造を論じる際に、この地域特有の大土地所有(ラティフンディオ)と零細土地所有(ミニフンディオ)の問題を欠かすことができないのは周知の事実である。この「ラティフンディオ・ミニフンディオの両極構造」は、近代化論や正統派マルクス主義によって「二重構造」と

解釈されたり、また従属論によって両者の「支配・従属関係」が提起された。これらの議論はいずれにせよ、ラテンアメリカの農村社会を規定する場合において、「封建制」と「資本主義」のどちらが妥当であるのかを問いかける性質のものであった。

ところで、われわれはすでに、ラテンアメリカ社会科学の分野で六〇年代より約二〇年ものあいだにわたって論争され深化されてきた「近代化論のアンチテーゼとしての従属論」の潮流がその後、(生産様式の)「接合論」として、またウォーラーズテイン流の「世界システム論」として批判的に継承された経緯を知っている。その意味においては農業セクター、とりわけ生存維持水準以下の零細農民によって特徴づけられる「伝統的農業部門」をただちに「工業セクター」や「先進的・資本主義的農業セクター」と対置させ、両者間の

従属関係を価値移転の立場より指摘することはそれほど難解とは言えまい。その際に今日の理論的段階をふまえてつ議論されるのは、もはや「伝統部門」が前資本主義的なのかどうかではなく、むしろ世界資本主義システムの枠内での「最周辺部」ともとらえられる「伝統部門」、換言すれば、「貧困」セクターがどのような形態で低開発国内部でのいわゆる「周辺資本主義」を形成する一因として存在しているかであろう。本論で特に「農地改革」を議論するのはこのような問題意識とはけつして無縁ではない。なぜならば、農地改革とは、後に見るようにさまざまな類型化が可能なため一概に規定できぬにもかかわらず、一般には、政権あるいは政策担当者として「最周辺部」の農民大衆との「合意」がオリガルキーによる支配構造に程度の差こそあれ、影響をあたえるという性格をもつものであるからである。その意味では農地改革は、社会経済的行為であると同時に、すぐれて政治的な性質を有するものであると言つてよい。なお、支配構造に変化をおよぼすということは、すなわち低開発国内部の「周辺資本主義」の構造にだけでなく、世界資本主義システムという体制そのものになんらかのインパクトをあたえる可能性をもちらんでいる。だが、そのような国際的要因については別稿にゆずることとし、本論ではもっぱら農地改革が一国の政治・社会経済構造にどのような影響をあたえたかを、順を追つて分

析する。

さて、ここであつかうボリビアは、ラテンアメリカのなかではメキシコ（一九一〇年）について歴史上二番目に大規模な社会革命を経験した国であり、その過程でやはり本格的な農地改革が実施された。「ボリビア革命（Revolution Boliviana）」とよばれる、一九五二年に始まるこの国の民族民主革命のプロセスは、「鉱山の国有化」・「農地改革」・「普選選挙法の制定」を三大支柱にしつつ、さらに生産の多角化、輸出の拡大、工業化政策などに取り組んだものであり、同国にとつては一八二五年の（政治的）独立よりもはるかに歴史的意義の濃い社会変動であつたと解釈しても異論はなからう。しかしながら、錫モノカルチャーという経済構造によつて特徴づけられていたボリビアにおいて、「鉱山の国有化」は多大な成果をえたものの、「農地改革」にかんして言えば、けつしてその結果は納得のいくものではなかつたことが今日でもしばしば指摘される。たしかに現在のボリビアの農民大衆の多くは依然として厳しい貧困状況にあり、保守、革新を問わず改革の成果に疑問をもつ論者のほうが多数派ともいえる。その原因を「改革の不徹底」にもとめるむきもあろうが、本論ではこのように「数量」の問題に還元するだけでは不十分であるとの基本的認識にもとづき、むしろ改革の「性格」そのものの問題の所在をできるだけ明らかにしたい。つ

まり、ボリビア革命の一環としての農地改革がなぜ消極的の結果を浮き彫りにさせる形で衰退していったのかを、特に政策の形成過程における改革のイデオロギーをめぐる政治的対抗関係を軸に説明することが本論の主旨となる。それでは、最初にラテンアメリカの農地改革の諸類型のなかでボリビアのそれがどのように位置づけられるのかを明白にしたうえで、革命前・革命後の農業構造を、政策としての農地改革のイデオロギーの形成過程の分析をさみながら論述していくことにする。

【註一】二〇世紀の前半よりボリビアの輸出経済をささえたのは、なごらく世界一の産出高をほこっていた「錫」鉱業であった。この錫は標高四〇〇〇メートルに近い高地にあるポトシ州（ポトシ市および北ポトシ地方）で採掘されたが、鉱山は事実上パティニーニョ、ホツチルド、アラマヨのいわゆる「三人の錫男爵」による財閥によって独占されていた。ここでいう「多大な成果」とは、「ボリビア革命」による国有化政策をへてこれらの財閥が解体されたという「所有形態の変化」をもつばら指している。つまり、鉱山労働者の劣悪な労働条件はほとんど改善されていない。

【註二】たとえば、一九九四年の国連の調査によると、ボリビアの農村人口の貧困状況はラテンアメリカでは最も深刻なものとされている。すなわち、ボリビアでは農村人口の実に九七％が「貧困」の状況にあり、同国につづいてハイチ（九五％）、グアテマラ（八四％）、ホンジュラス、ニカラグア（八〇％）が順にあげられる。

Presencia. La Paz. 一九九四年七月二六日付参照。

二、農地改革の諸類型

ラテンアメリカにおける農地改革は、この地域の発展に与つての大きな阻害要因が低生産性によって特徴づけられる「ラティフンディオ」の存在であることから、また大土地所有者（ラティフンディスタ）が多くの場合、政治的に保守的なオリガルキーであることから、その重要性は容易に想像できよう。ここで言う農地改革（*Reforma Agraria*）はそもそも「農業改革（*Reforma Agrícola*）」とは区別されるべきものである。つまり、あくまでも農村に社会発展のビジョンを置いたうえで、「富の平等分配」、福祉・教育の充実を試みる前者にたいして、後者は農業の近代化を、不平等な土地所有形態を是正することよりもむしろ品種改良や近代的テクノロジーの導入をつうじて達成しようとする立場であり、また、それをあくまでも都市における工業化のための手段としてとらえる¹⁾。

この相違からも明らかのように、「農地改革」はより高次元での社会発展を志向するにあたっての必須条件としてあらわれる。また、それぞれの国家における社会構成体の発展段階によつて改革の性格そのものにはおのずから差異が生じて

くる。たとえば、ある国家が世界資本主義システムのなかで従属的な地位におかれている場合、言うまでもなく、今日の先進資本主義諸国がかつて経験した「封建制から資本主義への移行」の過程をそのままたどるわけではない。たとえ近代化論のイデオロギーが第三世界の「西欧的資本主義化」に拍車をかけたとしても、これまでのラテンアメリカ諸国の農地改革の結果が示すとおり、「従属資本主義という特殊な形態（ドス・サントス²）」のもとでは「農民層の分解」、「産業予備軍の創出」、そして「工業化」、つまり第一次産業から二次産業への労働力移動といった、従来の先進国の農地改革から必然的に導きだされる「正常な」プロセスを認めるのは困難なことである。ここに低開発諸国特有の農業発展、そして農地改革の限界が見いだせる。低開発国における農業問題は、

開発経済学などで議論されるような「気候条件」や「労働人口の増加と生産的雇用の不足」が主要因ではなく、「生産要素の公正な分配」を欠いた農業構造、そしてさらにそのような一国の社会構造を規定する国際的な従属構造に起因していることは論をまたない。ただ従属構造にかんして言及するならば、狭義においては「アメリカ帝国主義」とオリガルキーである低開発国内の地主階級との関係が説明されねばならないし、それによつて農地改革の方向性自体が必然的に急進的なものにならざるをえないことが明らかになる。しか

し本論ではこのような国際関係に深く立ち入ることは不可能なので、とりあえずは「今世紀のラテンアメリカにおいて地主オリガルキーは直接的あるいは間接的に、つねに世界資本主義システム内の中心国、すなわち多くの場合アメリカ合衆国の利害と結託している」ことを前提に議論を進めたい。

さて、低開発国の農地改革を分類化する際には、やはりまず基本単位として一国内での「分配の公正」の実現の程度に着目せねばならない。もちろんこの「分配」は、とくに「ラティフンディオの接収と農民大衆への分配」をさす場合、それはたんなる経済的・社会的行為ではなく、政治的次元にもおおいに関与する。そしてこれまでにラテンアメリカの農地改革は、さまざまな観点から類型化されてきた。なかでもアントニオ・ガルシアの研究をその代表格としてとらえることに異論はないであろうが、ガルシアの研究以前に、ラテンアメリカの農地改革にかんする政治社会学は一九六〇年代においてすでにかなりの蓄積をみたことも念頭におかれるべきであろう。ちなみにガルシア自身により、当時における代表的な農地改革の分類法としてあげられるのは、デルガードとマルティネスの定義である。

まず前者は農地改革を、第一に、キューバにみられた「農地改革」やボリビア、メキシコのような「農地改革」に代表される「変革」の形態をとるもの、第二に、ベネスエラやチ

りにみられた、植民政策に限定される「部分的変動」の形態、そして第三に、効果のない植民政策（コロンビア、エクアドル）や歴史的に植民化が進行していた場合（アルゼンチン、ウルグアイ）をさす「保守主義」の三種に分類している。説明するまでもなく、改革の「急進性」は第一の例から第二、第三のそれに進むにしたがって弱いものとなる。したがって第三の分類にいたっては、なんら社会関係に変化をきたすものではない「現状維持」の性質をもつのだが、これを「農地改革」と定義可能なのか、あるいは単なる「農業政策」と解釈すべきなのかはおおいに疑問の余地がある。また、一番目の「変革」の形態においては、すべての、あるいは少なくとも大部分の農民大衆に土地をはじめ技術、金融、制度の各資源にたいするアクセスがはかられる。ただし、この分類でキューバのような「社会主義的革命」の重要なプログラムとしての「農地改革」と、ボリビアの資本主義的「改革」とが同一の次元で議論されることは適当ではない。それは後で述べられるように、「ブルジョア民主革命」という性格を有していたボリビア革命の本質が隠蔽されることにもなりかねないからである。

一方、マルティネスは農地改革を、それから生じるさまざまな対抗関係の程度によって二つの大きなカテゴリーに類型化した。第一の例は、「暴力的・革命的行為による農地改革」

である。ここにおいて、農地改革は社会階層、階級間の強い対立関係を喚起し、結果的により正当であると認められる新たな社会関係がうまれる。いま一つの型は、反対に社会階層、階級間の対立を回避する、「一定の合意のうえで農業構造・組織の諸問題の解決を試みるもの」である。しかしながら、より現実主義的とも思われる後者でさえ、農業改革の引きおこす政治的・社会的インパクトを十分に説明しているとは言いがたい。なぜならば、ラテンアメリカの農地改革史上、たとえ「一定の合意」が得られたうえで遂行された改革であっても、実際には諸社会勢力間の対立、とくに伝統的な権力システムと新しい勢力との対立の激化は避けられないからである。また、ボリビアやメキシコに見られたように、改革過程の初期に「革命的」様相を呈していた場合であつても、改革が進行するにつれて社会革命自体が保守化、ブルジョア化し、結果として農地改革の後退を招来する例も存在する⁽²⁾。

これらのパースペクティブに代表される諸研究を総括的かつ批判的に分析したうえでガルシアは「構造的農地改革 (las reformas agrarias estructurales)」、「協約による農地改革 (las reformas agrarias convencionales)」、「周縁的農地改革 (las reformas agrarias marginales) あるいは反農地改革 (las contrarreformas agrarias)」の三種に農地改革

を分類する。順を追って述べれば、最初の「構造的農地改革」は、政治のイニシアチブを掌握する新たな社会勢力による「革命的変動」ととらえられる。そこにおいては、権力関係や制度の急進的な変化がみられ、その例として社会主義国キューバや、ブルジョア民主革命を経験したボリビア、メキシコがあげられる。

二番目の「協約による農地改革」は、新旧の各勢力の間の協約により、あくまでも伝統社会の諸制度を変革することなしにラティフンディオの構造に変化をあたえるものである。この場合、農地改革は国民社会の中の単に一部門の問題として、また社会近代化やテクノロジーにかんする一政策としての意味しか持ちえない。チリ（一九六五年以降）の農地改革がその代表例である。

最後の「周縁的農地改革・反農地改革」とは、伝統的なラティフンディオによる独占的土地所有形態になんら手を加えることなしに、むしろ農業技術の近代化、インフラの建設をつうじて農業問題にとりくむ立場である。当然ながら予想される国民や農民大衆からの圧力を回避するための手段として、このタイプの改革を実施する政権は、周縁地への植民計画やラティフンディオの部分的分割、土地の改良などに着手する。コロンビア（一九六二～一九七一年）やチリ（一九三八年以降）、ペルー（一九六〇～一九六二年）、ニカラグア、

ホンジュラスなどの改革がその例である。

このガルシアによる類型化は、基本的には改革の「急進性」を基準になされているのであり、したがってデルガードやマルティネスの分類との共通項を見いだすのは容易とも言える。だが、ここで着目したいのは第一の「構造的農地改革」を説明する際に、やはりデルガードと同じくキューバ、ボリビア、メキシコの三国をあげているものの、その選定の基準はあくまでも「改革初期」の土地所有構造の変動形態のみに集約されることである。また、単純なイデオロギー的解釈を極力避けるという意図からか、ここでは改革そのものの本質、すなわちそれが「社会主義的」なのか、あるいは「資本主義的」なのかとう論点はあえて捨象されるが、同時にボリビア、メキシコで農地改革が後退したプロセスが確認されるとともに、キューバの社会主義型農地改革の制度面における合理性が評価される。

以上の諸類型から明らかなように、ボリビアの農地改革を論じる際に念頭に置かねばならないのは、土地所有構造の改革からうかがえる、少なくとも他のラテンアメリカ諸国と比較した上での「急進性」である。これを積極的に評価しつつも、しかし改革のプロセス自体が、同一のグループに分類されるキューバ、メキシコのそれとはおおいに異なることを十分に意識せねばならない。ガルシアの規定する「構造的農地

改革」は、ラティフンデイオを解体するだけでなく、それにとつて代わられるべき新たな、しかもより優れたシステムを創出するものである。この点では、キューバではINRAに代表される農地改革にかんする全国レベルでの諸機構、メキシコの場合は国有地であるエヒード制の採用と、いずれも独自のシステムをつうじて改革を進めた。しかしながら、ポリビアにおいては後に見るように、ラティフンデイオの解体後に上記の二国のような、農地改革の進展の動因となる制度が創設されることはなかったのである。ここに、ポリビアの改革が「構造的農地改革」の本質から乖離していくひとつの事由を見いだすことが可能になろう。では、同国の具体例の分析に移ることとする。

【註1】この二つの概念は、主としてメキシコの農業を分析する際にしばしば使用される「アグラリスモ (agrarismo ≡ 農地改革推進主義)」と「デサロジスモ (desarrollismo ≡ 経済開発主義)」にも一致する定義である。しかし、いずれにせよ、誤解してはならないのは、両者の相違は強調点が異なる点だけであり、必ずしも完全に相対立する概念ではないことである。すなわち、「農地改革」に一定以上の成果が見られた場合、必然的に「経済発展、工業化にあつての諸条件」が整うものである。また反対に、農村社会が「工業化」のためのなんらかの「犠牲」を被った場合において初めて、「農業改革」または「デサロジスモ」は批判的に検討されねばならぬ対象となるのである。

福田大治「メヒコ農業の『従属的』近代化——ポスト・カルデナス期（一九四〇—一九七〇年）の農業構造」、筑波大学（未公開修士論文）、一九九三年、二〇三ページおよび一三三ページ参照。

【註2】ロス・サントスはその著書の中で「従属」を、「他の国々の犠牲によつてある国々の経済発展を促進し、国内経済の発展の可能性を決定し、そしてこれらの可能性を社会的経済的現実ならしめる、ある種の世界経済構造を形成していく歴史状況の事である。」と定義した。本論で従属を語る際にもこのテーゼに基づいている。

テオトニオ・ドス・サントス（青木芳夫・辻豊治・原田金一郎訳）『帝国主義と従属』、柘植書房、一九八三年、一三四ページ参照。

（スペイン語原著は'Dos Santos, Theotonio, *Imperialismo y Dependencia*, Ediciones Era, México, 1978）

【註3】たとえば大飼および湯川は低開発経済における農業の「開発」過程において最重要視されるべき事項として「如何にして非農業部門に労働力を供給するかではなく、如何にしてできるだけ多くの労働力を生産的に吸収するか」ということをあげている。そして、農業開発の前提として各国が「生産要素の公正な分配」による「権力構造の変化を容認し、社会的公正を農村の底辺から構築していくこと」が必要であると結論づける。これは非常に示唆に富む見解であるが、同時に、なぜ第二次産業において雇用が著しく限定されるのかという、つまり「従属」の問題を含む国際的な視野が欠如していることも指摘できよう。

大飼一郎・湯川攝子『発展途上国の農業開発』、大明堂、一九七八年、一八—一九ページ、および二四三—二四四ページ参照。

【註4】Gutelman, Michel, *Capitalismo y reforma agraria en México*, Ediciones Era, México, 1974, p. 13 参照。

【註5】以下の記述は、García, Antonio, *Sociología de la reforma agraria en América Latina*, Amorrortu Editores, Buenos Aires, 1973の第一章 (pp. 7~57) に基づいている。なおマントニオ・ガルシアは今世紀の中頃より活躍したコロンビア出身の社会経済学者で、ラテンアメリカ各国の大学で教鞭をとるかわら、メキシコ、ボリビア、エクアドル、ペルー、チリの各国政府の農地改革顧問や関連の諸機関において農業問題顧問をつとめた、この分野における代表的論客と言つてよい存在である。ラテンアメリカの農地改革の専門家・研究者はすべて、多かれ少なかれガルシアの理論的遺産を受け継いでいると言つても過言ではない。

【註6】Delgado, Oscar, "Las élites de poder "versus" la reforma agraria", in *Reformas agrarias en América Latina*, Fondo de Cultura Económica, México, 1965, pp. 195~196, and Martínez Ríos, *Reforma agraria, conflicto y consenso, el caso latinoamericano*; *Estudio sociológico sobre la reforma agraria*, Instituto de Investigaciones Sociales de U.N.A.M., México, 1965, p. 185 参照。【註7】後に見るように、ボリビアの場合は封建的勢力である地主寡頭支配階級との対立の中で改革が後退していくのだが、メキシコの場合はそれとは異なっていた。一九一〇年に始まるメキシコ革命のプロセスの中で、アシエンダを没収し「エヒード」と呼ばれる国有地として農民に分配する農地改革は重要な要素となった。しかし、改革にもっとも成果をあげたカルデナス政権期（一九三四~一九四〇年）が終焉すると、メキシコは「従属資本主義的近代化」の手段として農地改革の後退をゆるし、「分配」そのものよりも新しい形態の大土地所有制（ネオ・ラティフンディオ）をベースに生産の増大にいっそうの力点が置かれるのである。なお農地改革の後退

過程やネオ・ラティフンディオの出現については、Warmán, Arturo, *Los campesinos, hijos productores del régimen*, Editorial Nuestro Tiempo, México, 1972, pp. 63~64 および、福田大治「前掲論文（一九九三年）一〇~一一ページ、二二~二三ページを参照のこと。

三 民族民主革命以前の農業構造

農地改革の主要な目的が、ラティフンディオの解体と農民大衆への土地分配であることは周知のとおりである。このラティフンディオの起源そのものは植民地期に始まるアシエンダ（大農園）の形成過程にもとめることができる。しかし、実際にそれが目立って拡張されたのは、一九世紀の前半にこの地域の大部分の国が政治的独立をなしたとげた後の、いわゆる「国民国家形成期」から一九世紀末の「輸出経済拡張期」にいたる時期である。その背景として、ヨーロッパからの自由主義イデオロギーの「輸入」や、この地域がイギリスを中心とする当時の国際分業体制に編入されたことがあげられる。ここにいたり自由主義者らにとって、その当面の目標であった「西欧的近代化」にあつた最大の障害は農村社会、とりわけ先住民共同体が根強く残存していた「伝統社会」とされた。そして各国で先住民共同体からの土地収奪の

プロセスが、ある場合は法の庇護の下で、またその反対に法とは無関係に、いずれにせよ暴力的に進行していったのである。

もともと自由主義者らが主張していた「共同体の解体」は、私有土地制の確立と自営農民の創出を念頭においたものであった。しかし現実には収奪された土地は、ヨーロッパ諸国からの需要の急増によって商品生産の拡張を強いられたアシエンダ主や寄生地主的な政治家の手中に集積された。ボリアにおいてこのようなプロセスが急速に進行したのは、一八六四年に始まるメルガレホ (Mariano Melgarejo) 政権期である。

メルガレホ大統領は、それまでの四〇年間にもわたって過去の政策者たちによって維持されてきた先住民の土地を保護するさまざまな法令を無視するかたちで、反農民・反先住民的法案を作成した。なかでも一八六六年三月二〇日に発布された法令は、先住民の共有地を売ることによってアシエンダの拡大をはかるものである。法令によって、六〇日以内に二五〜一〇〇ペソを納入のうえ登記されなかった先住民の土地は「私有地」として公開競売にだされることとなった。ところが当時の先住民の大半は文盲であり、おおくの場合は登記ができぬまま土地が競売されるという結果となったのである。中川の研究によれば、他のラテンアメリカ諸国における

先住民の土地を解体する法令が、先住民個人に土地所有権をあたえるという趣旨であったのに対し、ボリアのそれは最初から競売にかけることが目的とされたいと見られる。そして先住民共同体の共有地の事実上の強制的略奪、公開競売によってアシエンダは急速に、特に「アンデス高地地方」と「中部渓谷地方」においてその面積、政治的勢力を拡張させた。それは、言うまでもなく、共有地を略奪されることにより「自由な労働力」となった先住民農民大衆の、無償労働力としての「農奴」への転化が前提条件となっていたのである。このような過程は基本的に、一九五三年の農地改革までなら変化することはなかった。

ところで、メキシコなどで「ペオン (peon)」と呼ばれるアシエンダの農民は、ボリアでは一般に「コロノ (colono)」の呼称をもつ。コロノは封建的アシエンダの中で常に劣悪な生活条件を強いられていた。基本的人権、市民権、教育・医療へのアクセスも持たず、貨幣経済とは完全に無縁のアシエンダ内でコロノとその家族は、最低限の食料の配給しか受けず、空腹を軽減するためにココアの葉を噛み、また中にはアルコール中毒となる者もあらわれた。そして、その平均年齢は二七歳とも言われた。

このような状況にたいして農民側からの反乱も当然ながら多数生じた。なかでも一九世紀末のアイマラ系先住民ウィル

カ (Pablo Zaraté Willka) による反乱などが歴史的によく知られる。ウイルカは当時の自由主義政策にたいする先住民農民側からの「返答」として、「略奪された先住民の共有地の再建」、「マイノリティーであるクリオリョ（現地生まれのヨーロッパ系白人の総称）支配階級との闘争」、「自由主義、保守主義双方の公権力の否認」、「先住民による政府の創設」などを提案した。だが、このウイルカの反乱は同時にひとつの時代の終焉を意味するものであった。つまり、その後の先住民農民による反乱は、時代はくだりふたたび一九四七年頃より活発化するものの、それらは地方レベルの規模であったため運動は全国的な広がりを見ることはなく、しかも多くの場合はアシエンダ主やその同盟者・保護者である政府（軍）によって、鎮圧されていったのである。

封建的アシエンダはその面積こそ拡大し続けたものの、その機能、とりわけ国民経済にたいする寄与は微々たるものにすぎなかった。一九五〇年にボリビアでおこなわれた初の農業センサスによると、五〇〇ヘクタール以上の大農場が七千ほど存在し、その数は全国の農場中の八・一%を占めるのみながら、耕作面積では全体の九五%を占めていた。ところがこの大農場において実際に耕作、つまり生産されていた面積はその〇・八%にすぎなかったのである。他方、六万ほど存在していた一〇ヘクタール以下の農地（全体の六九・四%）

表 1 農地改革以前の農地の内訳(1950年センサスに基づく)

農場の規模 (ヘクタール)	農場数		農場面積	
	数	%	ヘクタール	%
10ha. 以下	59,988	69.4	132,964	0.41
10~500ha.	19,437	22.5	1,467,488	4.48
500ha. 以上	6,952	8.1	31,149,398	95.11
計	86,377	100.0	32,749,850	100.0

農場の規模 (ヘクタール)	耕作面積		農場面積にたいする 耕作面積の割合
	ヘクタール	%	
10ha. 以下	65,981	10.2	49.6
10~500ha.	344,385	52.6	23.5
500ha. 以上	243,892	37.2	0.8
計	654,258	100.0	2.0

(出所) Bolivia, Ministerio de Planificación y Coordinación, 1970, p.410, in Rivera Cusicanqui, Silvia, "Apuntes para una historia de las luchas campesinas en Bolivia(1900-1978)", González Casanova, Pablo(coordinador), Historia Política de los campesinos latinoamericanos, Tomo 3, U. N. A. M. y Siglo XXI editores, México, 1985.

では、農場の総数こそ全国中のわずか〇・四一%を占めるにすぎないものの、そのうちの四九・六%が耕作されていた事実が確認できる。中間の規模である一〇〇〜五〇〇ヘクタールの農地では、その全体面積にたいする耕作面積は二三・五%と、やはり五〇〇ヘクタールの大農場のそれをはるかにしいでいたのである【表1参照】。

一九五三年の農地改革は、以上のように低生産性・非効率率によって特徴づけられていた不平等な土地所有構造とアシエندا内の農奴化した先住民農民の高まる不満を背景に、実施されることとなったのである。それはボリビア農村社会の「封建制から資本主義への移行」にあたっての不可欠な要素であったと言つてよい。次章以降では、農地改革の具体的なプロセスを分析する。

【註1】 Antezana Salvatierra, Alejandro, *Estructura agraria en el siglo XIX*, Centro de Información para el Desarrollo (CID), La Paz, 1992, pp. 82~84 参照。

【註2】 中川文雄「ボリビアの『近代化』とアシエンダの確立」、西川大二郎編『ラテンアメリカの農業構造』、アジア経済研究所一九七四年、九九ページ参照。なおこの中川の研究は我が国においてボリビアの土地制度をアシエンダの拡大期より論じた最初で、また唯一のものである。

【註3】 一般的なボリビアの地域区分は、西部のアンデス高地地帯

(標高三千メートル以上)である「アルティプラノ」(Atitiplano)、中部の渓谷地方(千〜三千メートル)である「バリエ・Valle」、そして東部の熱帯・亜熱帯低地(千メートル以下)「オリエンテ」(Oriente)の三種とされる。

【註4】 今日コカインの原料として、深刻な社会問題となっている「コカ」の葉のボリビアやペルーの比較的温暖な地方で栽培されるが、これらの国々ではコカは軽い麻酔作用こそ認められるものの、けつして麻薬として消費されてきたわけではない。先住民の間ではコカはインカ帝国時代以前から「神聖なる葉」として厳粛な宗教儀式などで使用されてきた。植民地期からはこのような用途のほか、主として鉱山労働において疲労を軽減するために使用されるようになり、以後アンデスの鉱夫や農民は労働時において、また友人などとのくつろいだ場においてこの葉を噛むようになった。またコカは「コカ茶(mate de coca)」としてコーヒーや紅茶と同じく日常的に用いられる。これは低地からくる外国人旅行者のいわゆる「高地症状」にも有効であることで知られる。しかしいずれにせよ、筆者自身がボリビア共和国において色々な場でさまざまな階層の人々がコカの葉を噛む習慣に実際に接したことから、コカが神聖なものであるという一般の認識が喪失されることはないと言つて可也。

【註5】 Antezana Erqueta, Luis, *Bolivia : De la reforma agraria a la contra reforma agraria*, Editorial Juventud, La Paz, 1992, p. 22 参照。

また、別の説によれば、革命前のボリビアの農民の平均年齢は三五歳であり、これは当時においてラテンアメリカでは最高の幼児死亡率(八〇%)に起因していると言われる。Badregal, Guillermo,

Bolivia, imperialismo y revolución. Los amigos del libro. La Paz-Cochabamba. 1970. p. 115 参照。

【註⑥】Rivera Cusicanqui, Silvia, "Apuntes para una historia de las luchas campesinas en Bolivia (1900—1978)", González Casanova, Pablo (coordinador), *Historia Política de los campesinos latinoamericanos, Tomo 3, U.N.A.M. y Siglo XXI editores, México, 1985, pp. 145—150 参照。*

【註⑦】Rivera Cusicanqui, Silvia, *op. cit.*, pp. 174—177, 174, 175
Rivera Cusicanqui, Silvia, "Oprimidos pero no vencidos", *Luchas del campesinado cymara y quechua de Bolivia, 1900—1980, UNRISD, Ginebra. 1986, pp. 67—70 参照。*

(本稿は平成七年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。)

(社会科学研究所五年、指導教官進藤榮一教授、日本学術振興特別研究員(脱稿時)、現在、筑波大学社会科学系准研究員)